

◎新潟県告示第305号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年3月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 2 作業期間 平成27年8月1日から平成28年2月25日まで
- 3 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）、新潟空港、新潟西海岸